

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会評議員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第6条に規定する評議員の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の選任)

第2条 評議員は、次の各号に掲げる団体・機関の代表者若しくは役員のなかから、それぞれ当該各号に定める数を理事会の推薦により、評議員選任・解任委員会において選任する。

- (1) 自治会 6名（真正、糸貫各2名＋本巢、根尾各1名）
- (2) 市老人クラブ 1名
- (3) ボランティア団体 1名（日赤奉仕団）
- (4) 福祉施設保護者会 1名（就労支援センター親の会）
- (5) 身体障害者福祉協会 1名
- (6) 識見を有する者 5名（民児連会長以外の地域会長3名、療育センター所長など）

(委嘱)

第3条 評議員に選任され、就任しようとする者は、本会会長に就任承諾書及び履歴書を提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の履歴書により法令等で定める欠格事項について確認するものとする。
- 3 会長は、前項の確認を行った後、評議員となるべき者に対し委嘱状を交付するものとする。

(評議員の交代)

第4条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ書面により会長に届け出るものとする。

- 2 会長は、評議員に欠員が生じたときは、速やかに所定の手続きを経て後任を選任しなければならない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、評議員の選任に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会評議員選任に関する規程（平成16年制定）は廃止する。